

うな状況でそういうふうなものを見られないということではとうていはいないと私は考
えるわけです。これははっきり不公平を是正してもらいたいということを、この
際言明してもらいたい。

それからくどいようですが道路占用料については、とにかくいわゆる人件費の
問題といま関連しておっしゃいましたけども、いわゆる調査というのは、毎年毎年
同じことを繰り返してやるわけじゃないですね、それは初年度だけだと思っています。
それは当然必要でしょう。しかしこれは、権利として市が条例をつくれれば取れ
るわけなんで、そこをやらぬのはおかしいということを私は言っているわけです。
これはプロジェクトチームの答えを待つまでもなくすでに一度条例の提案を
した経過もあるわけですから、そういう準備はすでに提案をした数年前に
すべて終わっているものと私は考えます。そういう点でこれは一刻も早くやっ
てもらいたいということです。そういう点でもう一度答弁をお願いしたいと思
います。

○市長（石川常太郎君） 軽自動車税につきましては条約がございますからだの
だと思えますけれども、日本の税率がアップでございますから、何とか勘案で

きないかということをお問いただしてみるところをさっき申し上げたわけござい
まして、現在もそのとおりでございます。

又、占用料につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。ただいま
歳入があまりしても支出が多くては何にもならないわけでございますから、いま
少し丹念に洗っておるところでございます。

○議長（貫井喜代次君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（貫井喜代次君） 日程第五陳情書の取り下げ願についてを議題と
いたします。

本件は昨年十二月定例会に提出され、建設委員会において付託審査中
であります。陳情第八号田園地区（旧多摩河原区画整理内）農地に関す
る陳情書について過日陳情者により取り下げ願いが提出されたものであります。
事務局長をして取り下げ願いを朗読いたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 別添参照

○議長（貫井喜代次君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件については願ひ出のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって本取り下げ願ひに

ついてはこれを承認することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第六、議案第八号福生市表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(庶務課長生子国利君登壇)

○庶務課長(生子国利君) 議案第八号福生市表彰条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正趣旨につきましては、自治功労者と自治表彰との表彰関係におきまして、実態は自治表彰は自治功労者に対して行っておりますが、解釈上条文と一致しておらないような見解が生じておりますので、解釈の明確

を期するための条文の改正と、又、表彰における在職年数の適用基準日を明確に、さらに用語の統一を図ることが、今回の改正の趣旨であります。

それでは改正条文の内容につきまして、順次御説明申し上げます。

第三条につきましては、用語の統一を図るための改正をしようとするものでござい

ます。

第四条につきましては、旧条文の第四条、これは自治表彰と旧条文の第十条自治功労者の一部を統合し、自治表彰と自治功労者との関連表彰を明確にしようとするものでありまして、まず第一項におきましては、自治表彰者の範囲の条文であります。この範囲の中に農業委員におきましては、農業委員会等に関する法律第十二条によります選挙によらず推薦によって就任される委員が明文化されておりましたので、新たに条文に加えようとするものであり、又、市職員につきましては、二十五年以上勤務して退職した場合、自治功労者の対象となっておりましたが、自治表彰について明文化されておりましたので、実態に合わせるために新たに条文に加えようとするものでござい

ます。

第二項につきましては、自治功労者の基準でありまして、旧条文の

内容は改正せず、自治表彰との関連から第二項に移行いたしました次第であります。第三項につきましては、自治功労者対象者の在職年数の通算条文でありまして、在職年数の基準日を明確にするために、町制施行以後の在職年数を含む、を加え、改正しようとする次第でございます。

第五条の改正につきましては、職員表彰の条文でありまして、勤務期間の基準日を明確にするためと、用語の統一を図るための改正を行おうとする次第でございます。

又、第六条につきましては、表彰の手続 条文でありまして、一般表彰を行うときは福生市表彰審査委員会に図ることになっており、その手続を行う者を明確にする、とともに用語の統一を図るための改正を行おうとする次第であります。

第七条につきましては、表彰が確定している者が表彰日前に死亡したときは、条文中表彰状及び記念品はその遺族に贈与することになっておりますが、自治功労者に対する功労章も遺族に贈与しております実績がありますので、ここに明文化しようとする次第でございます。

第九条につきましては、用語の統一を図るための改正でございます。

第十条につきましては、旧条文第十条の自治功労者関係条文第三項としてありましたが、第一項及び第二項が新条文第四条に移行いたしました関係により本条文のみが残りましたので、新たに自治功労者の処遇として第十条を設けた次第であり、処遇につきましてはいままでどおりでございます。

第十一条につきましては、用語の統一を図るための改正しようとするものであり、附則につきましては、昭和四十一年条例第三号によりまして一部改正条例における附則の一部を改正しようとするもので、今回の条例改正に伴い、条項を改正しようとするものであります。

なお改正条例の施行につきましては、公布の日より行おうとする次第でございます。

以上雑駁ですが御説明を終わりますが、慎重審査の上御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由に対する説明を終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○六番（村尾栄次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第八号は

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君） この際日程第七及び日程第八を一括して上程いた

します。

日程第七議案第九号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例
日程第八議案第十号 福生市土地開発基金条例の一部を改正する

条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政課長 上野重勝君 登壇）

○企画財政課長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第九号並びに第十号につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本二案はいずれも特別会計である公共用地会計を廃止しようとするための改正でございます。第九号におきましては、特別会計の規則の中に入っております公共用地会計を削除しようとするものでございます。

又、第十号につきましては、福生市土地開発基金条例の中に字句が入っております部分を、従来福生市公共用地特別会計となっております

ものを、福生市一般会計というふうにな一般会計の方に合わせようとするものでござります。

以上簡単ではござりますが提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号及び議案第十号は、委員
会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本二案は委員会付
託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、
本動議のとおり決することに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号及び議

案第十号はそれぞれ原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 次に日程第九及び日程第十を一括して上程いたします。

日程第九議案第十号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第十議案第十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(税務課長 島田 猛君 登壇)

○税務課長(島田 猛君) ただいま議題とされました議案第十一号福生市

税賦課徴収条例の一部を改正する条例と、議案第十二号福生市都市計

画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法は本年の評価がえに伴いまして、さまざまな改正が予想され

都下の市町村は地方課の指導をいただきましたしまして、改正を予想される法案の

内容に基づいて整理、課税作業の事務に全面的な努力をしておりますが、税法の改正は法定縦覧時期である三月一日から三月二十日ですが、以後に可決公布の公算大であり、したがって法改正前に改正後の内容による縦覧はできませんので、納税者の便宜を考慮に入れまして、改正法の公布後に実施課税の内容によって縦覧に供することとし、これらにつきましては、福生市だけでなく全国的なものでございまして、これがために税法四百十五条にうたわれております課税台帳の縦覧時期も影響を受けるようになりましたので、自治省におきまして、都府県を通じ縦覧時期、納期等の指導もありませんので、本市におきまして、課税作業上縦覧と納期とも一カ月ずらざるを得なくなった次第でございします。

そして、時限条例として、納期の特例条例を設けざるを得ない仕儀に相なり本案を提案した次第でございします。そこでお手元に御配付になっております二案とも、条例附則に五十一年度の固定資産税及び都市計画税の納期の特例といたしまして、それぞれ五十一年度に限り固定資産関係で五十七条の一項、都市計画税関係で五条の一項に明示されております。

第一期納期をそれぞれ改正後二十五条と十二項で五月一日から五月三十一日までの一カ月の延期措置をとらせていただきたく御提案を申し上げますた次第でございます。

なお、過去評価がえの時期であります四十五年度と四十八年度にも同様の措置で納期特例の前例もあります。又、東京都下各市町村におきまして納期を五月一日にすることにしたとも聞いております。又、この条例は、いずれも公布の日から施行をしたく附則に定めました。

何とぞ慎重御審査を賜りまして、原案につきまして御配慮くださるようお願いいたします。改正条例議案の提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) やはり、一言だけ聞いておかなきゃいけないと思っておりますのでお尋ね申し上げます。

もちろんこの提案をされるからには、いま提案の理由の御説明にもありましたように、自治省あるいは都の指導がですね、各市町村の税務担当局

に出されたということも私は十二分に承知いたしておりますが、御案内のとおり、非常に国会の審議がおくれており、しかも政府においても一カ月あるいは二カ月の暫定予算を組まざるを得ないのでなからうか、というような話さえ出ているわけでございますが、この場合において、この税法の改正がおくれるというようなことも、現在各自治体で問題になっておるように聞いております。この場合において、そういうような事態になったときに、本条例はどういうことになるのか。本来ならばですね、そういうことは余り好ましい方法ではございませぬけれども、法の改正を待つて行うのが自治法上の正しい措置というふうには考えておるわけです。こういったその見込みの上に立つて、こういうような条例を出すのはまことに好ましい方法でないことは、税務課長も御承知だろうと思ふわけです。この点について万が一そういうふうにして、これが見込みどおり方法がとれなかったというような場合における措置はどういうことになるのか、その点だけ聞いておきたいと思ひます。

これは各地方自治体でいまこういう問題がいろいろと論議されておりますので、当議会としても、その見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○税務課長（島田 猛君） 関議員さんのお尋ねの件につきまして私どもも心配いたしました。過般立川の合同庁舎において、都下の関係市町村の税務課長を全部招集されまして、東京都から説明をされましたときにも、私どもはその点は聞いたと申しますが、どうなんだというふうにただしましたら、自治省ではその点は最大の努力を図って三月三十一日までには可決してもらおうように努力をしているということだけでございまして、確かに四月一日以降になれば現在の法律でやらざるを得ないと、このように承知しております。

○十七番（関 米吉君） 非常にむずかしい事態であろうと思ひます。いずれ委員会に付託になるようですので、この点ひとつ慎重に扱っていただきたいと思います。思ふわけです。

一言いわせていただきますならば、これは本来法の改正を待つて行うのが至当ではないかと、こういうふうに考えるものでございします。

以上でございます。よろしく願ひしたいと思ひます。

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○六番（村尾栄次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第十一号及び第十二号は、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本二案は総務委員会に付託し審査せしめられたいの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十一号及び議案第十二号の二案は、それぞれ総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお、次回は三月十二日午前十時から開きます。

午後四時五十三分 延会

写

福庶発第三千六百十一号

昭和五十一年三月四日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和五十一年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和五十一年三月四日付け、福生市告示第十一号（別紙参照）をもつて、昭和五十一年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福庶発第三千六百十一号

昭和五十一年三月四日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和五十一年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和五十一年三月四日付け、福生市告示第十一号（別紙参照）をもつて、昭和五十一年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。